

令和3年度第3回 青森市都市計画審議会 会議概要

1 開催日時

令和3年12月27日（月）13時35分から14時20分

2 開催場所

青森市役所 柳川庁舎2階 大会議室

3 出席者

<青森市都市計画審議会委員>

赤平 勇人 委員、一戸 善正 委員、奥谷 進 委員、葛西 崇 委員、
香取 薫 委員、軽米 智雅子 委員、工藤 真人 委員、里村 誠悦 委員、
澤頭 潤 委員、澁谷 洋子 委員、千葉 康一 委員、橋本 尚美 委員、
宮本 雅央 委員

<事務局及び関係職員>

都市整備部 : 部長 平岡 弘志、次長 佐々木 浩文
〃 都市政策課 : 課長 櫻田 文明、副参事 武田 泰孝、
主幹 馬場 大士、主査 木村 伸一、技師 長尾 良太
〃 建築指導課 : 課長 熊谷 直之、主幹 田中 大雄、主査 奈良 正裕
浪岡振興部都市整備課 : 課長 三浦 直、主幹 柴田 巧

4 欠席者

<青森市都市計画審議会委員>

中田 靖人 委員、福土 修身 委員、最上 伸子 委員、森内 之保留 委員

5 会議に付した議題

【意見聴取】

(仮称) 青森市都市計画マスタープラン(素案)について

6 議事の要旨

担当課	意見聴取「(仮称)青森市都市計画マスタープラン(素案)について」 配付資料に基づき説明。
議長 (会長)	只今説明のあった案件について、質問を承る。
委員	マスタープラン全般に係ることだが、計画期間が概ね20年となっている。この間、社会経済環境の変化に応じて一部見直しの必要性等が出てくると思うが、その時の対応についてどうするのか。
担当課	都市計画マスタープランの定期的な見直しについてのご質問だが、策定を目指している(仮称)青森市都市計画マスタープランは、計画素案本編3ページにも記載しているところで、長期的な視点で都市計画に関する基本的な事項を明らかにするものであり、基本ビジョンとして機能するよう概ね20年後の令和24年度を目標年次としている。 現段階においては、定期的な見直しを図る予定はないものの、社会経済情勢について、現在の想定を超える大きな変化があった場合等においては関連計画等との整合等を踏まえ、本計画の見直しを検討する必要があると考えている。
議長 (会長)	ほかに、質問はあるか。
委員	概要版7ページの「自然と調和した快適な都市環境の形成」の中に「豊かな自然環境や文化的景観資源の保全」について、伝統文化を活かしていきたい、それと自然環境を活かしてこれから進めていきたいとあって、でも雪の排雪する場所も設けるといようなこともあるが、きちんと説明しないと雪捨て場の中で不具合が起きるのではないかと思う。 なぜなら、融雪剤には塩化カルシウムが入っているので、雪に関してどうするのかということも検討してほしい。
担当課	この都市計画マスタープランには、空き地の有効利用を検討するという方針を決めており、それを実際に実施するにあたっては、委員からのご意見を参考にさせていただきたいと思う。
委員	なぜ、この質問をしたかということ、青森に歴史的な景観が割と少ない、歴史的なものに特化したものというのは非常に薄くて、もっとも根を深くしていけばたくさんの歴史的・伝統的なものがあるのではないかと思うので、ぜひその辺も、できれば特別チームを作って公開していただければと思う。 そうすると、青森に来る皆さんも観光する皆さんも、みるだけでなく、歴史と観光を絡めれば定着して、また来たい青森になると思う。
議長 (会長)	ほかに、質問はあるか。

委員	<p>防災の視点からこの素案を見ていた。日本海溝・千島海溝での大きな地震、津波のハザードについて県から発表されているが、この資料で93ページと110ページの2箇所に津波のことが書かれている。</p> <p>一つ読み上げると、「津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、できる限り短時間での避難が可能となるようなまちづくりを目指します。」とある。</p> <p>三陸の方に私も行き、車での移動で車に乗ったまま津波で流されてしまった方々が大勢いるのはわかるが、本市の場合、平地、平野まで津波がいくということ、さらには高齢者、身体がご不自由な方も多いと考えると、この文面から具体的なイメージが出来ないので、「徒歩が原則」ということと「短時間での避難が可能」という記載は、わかりやすく補足することが必要ではないかと思う。</p> <p>現時点で、どういったことをこれは言っているのか、簡単に説明いただければと思う。</p>
担当課	<p>【津波に強いまちづくり】というところからのご意見だと思う。</p> <p>これについては、方針ということで大雑把な表現になっているが、基本的にはハザードエリア内の開発の抑制や、実際に建っている建物への垂直避難の誘導等のイメージで記述している。</p> <p>ハザードエリアについては、昨年発表になった洪水、それから津波、こういったハザードエリアがかなり広いということが分かったので、今後、居住のあり方や開発のあり方ということを検討する意味合いで記述している。</p>
委員	<p>垂直避難ということでは理解できた。</p> <p>実際にわかりやすく具体を盛り込んで書いていただければと思う。</p>
議長 (会長)	<p>ほかに、質問はあるか。</p>
委員	<p>まず一つめに、前回7月にこの審議会を開催してからパブリックコメントを実施されているということだが、寄せられた意見はあるか。</p>
担当課	<p>先ほどご説明したとおり、11月1日から11月30日までの期間においてパブリックコメントを実施し、4名から16件の意見をいただいた。</p> <p>提出された意見の内訳については、ほぼ図面の修正意見が多かったが、意見の全部又は一部についてすでに反映されているものが6件、また、都市機能誘導区域の範囲に対する意見等、計画に記述しているもの・市の考え方に整理されているものが3件、横断歩道の設置等の個別具体的な事業に対する要望関係等今後の事業の実施段階において検討すべき内容のものが2件、その他・反映することが困難な内容のものが5件あった。</p>
委員	<p>二つ目だが、戦略目標(3)自然と調和した快適な都市環境の形成の内、<(3)-1 豊かな自然環境や文化的景観資源の保全>に関して、素案106ページに【自然保護意識の醸成】との項目があり、「自然保護意識の高揚を図る」あるいは「自然保護意識の醸成を図る」と記述してある。</p>

委員	<p>この審議会への出席にあたり、事前に盛岡市の新しく策定された都市計画マスタープランを確認してきたが、自然環境の保全ということで区域を分けていて、自然環境を保護する「自然保全ゾーン」や「都市環境調和ゾーン」、「市街地ゾーン」と区分し、「自然保全ゾーン」では自然環境を保全するために様々な規制を設けることも記載されている。</p> <p>例えばメガソーラー発電等が無秩序に造られていって自然環境が破壊されるということが各地で問題になっているが、自然環境の保全についてどのように考えられているか。</p>
担当課	<p>市では景観計画において、市街地景観や自然景観エリア等としてゾーン分けをしており、それぞれの区域で守らなければならない色彩等を定め、運用を図っているところである。</p>
委員	<p>自然環境保全という観点でも景観条例の方でさまざま位置づけてやっているという認識でよいか。</p>
担当課	<p>はい。</p>
議長 (会長)	<p>ほかに、質問はあるか。</p> <p>意見、質問等もないようなので、当審議会としての意見を取りまとめたいと思う。</p> <p>皆様からの様々な質問、それに対する事務局からの回答等があったが、すべて皆さん納得していただいたと受け取ったので、この計画素案に対する意見はなしということにしたいと思うが、いかがか。</p>
委員一同	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長 (会長)	<p>それでは、意見なしということにさせていただきます。</p> <p>以上で、本日の議事を終了する。</p>
	<p>終了</p>